

神奈川県川崎競馬組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(平成12年4月1日条例第12号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（神奈川県及び川崎市との間で協定した「派遣職員の取扱いに関する協定書」に基づき派遣する職員、以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例について定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員（川崎市から派遣された職員を除く。）の職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年神奈川県条例第3号）の規定の例による。

2 川崎市から派遣された職員の職務に専念する義務の特例については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年川崎市条例第17号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。